

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、別紙の市道路線の供用を令和8年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、飯塚市役所都市建設部土木管理課及び各支所経済建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月30日

飯塚市長 武井政一